

仕 様 書

- 1 工事名
日高山脈襟裳国定公園アポイ岳登山口園地公衆便所衛生設備省エネ改修工事
- 2 工事場所
様似郡様似町字平宇（日高山脈襟裳国定公園アポイ岳登山口園地内）
- 3 工期
契約締結の日の翌日から60日間
- 4 契約方式
北海道建設工事執行規則によるものとし、資材、労力、運搬共一式請負とする。
- 5 工事範囲
(1)本仕様書に示された工事とする。
(2)本仕様書等の図書に記載なき事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書等官庁営繕技術基準による。
- 6 工事内容
日高山脈襟裳国定公園アポイ岳登山口園地公衆便所に係る衛生設備を節水型機材に交換し、省エネルギー化を図る。
- 7 工事種目
(1)衛生設備改修工事
①大便器（和風便器及び洋風便器）及び小便器の撤去工事一式
②節水形大便器（洋風便器及び和風便器）及び小便器の設置並びに付帯給・排水設備改修工事一式
(2)建具工事
①大便器個室への手摺設置工事一式
②多目的ブースへの既設手摺撤去及び手摺設置工事一式
- 8 工事内容
(1)衛生設備改修工事
①改修内容
a 和風便器2台を節水形和風便器に改修する。（男子女子各1台）
b 洋風便器1台を節水形洋風便器に改修する。（多目的）
c 小便器5台を節水形小便器に改修する。（男子4台女子1台(子供用)）
②仕様は、以下のほか工事概要調書のとおりとする。
a 改修で設置する便器の仕様
和風便器：節水1型〔JIS品番：C311R FV〕同等品
洋風便器：節水1型(普通便座付)防露式密結型ロータンク〔JIS品番：C1200R〕同等品
小便器：洗浄弁式床置大FV自動洗浄(電池式)〔JIS品番：U510〕同等品(男子4台)
洗浄弁式床置小FV自動洗浄(電池式)〔JIS品番：U511〕同等品(女子1台)
b 節水形便器改修工事に伴う左官工事
改修に伴う便器、管撤去後の床及び壁はタイル貼りとする。
現地のタイルの仕様に準じ、模様・色に類似するものを使用すること。

(2) 建具工事

① 改修内容

- a 和風便器個室にI型手摺4本を新設。(男子女子各1個室ごとに縦横2本設置)
- b 洋風便器個室にL型手摺5本を新設。(男子1、女子4)
- c 多目的ブースの可動式手摺(横方向)1本を跳ね上げ式に改修

(3) 現況設備の概要

設計図面は別紙のとおり

(4) 工事工程表の通知

- ① 受注者は契約後速やかに振興局に工事工程表を提出すること。
- ② 工事に伴う当該公衆便所閉鎖等の必要な措置については、工事工程表の提出後速やかに協議する。

(5) 支給材料及び貸与品

- ① 工事に必要な電源及び水道は、当該公衆便所から供給する。
- ② 当該公衆便所に係る鍵一式を貸与する。

(6) 工事完成届及び工事受渡

- ① 受注者は、工事完成後速やかに完成届を振興局に提出すること。
- ② 受注者は、完成検査合格の際直ちに工事受渡書により引渡しを行うこと。

9 安全管理

(1) 工事の施工に伴う災害及び公害を防止すべく充分留意し、適切な処置を講ずること。

(2) 床下ピット内作業について

給・排水管は床下ピット内にあるが、床下ピットは閉鎖空間で有ることから、労働災害を防止するため、酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第四十二号）に基づき、必要な対策を講ずること。

(3) 労働者の安全衛生教育の徹底を図ること。

(4) 建設機械器具等の危害防止の徹底に努めること。

(5) 工事施工に当たり、交通事故防止に十分留意すること。

(6) 運搬には適法な業者を選定するなど、過積載又は過労運転などに伴う交通事故防止に努めること。

10 現場調整について

施工箇所に不確定要素が生じた場合、施工上の疑義が生じた場合などは、速やかに北海道日高振興局担当職員（工事監督員が指定されたときは工事監督員とする。以下「担当職員等」という。）と連絡調整を図ること。

11 施工に当たっての留意事項

(1) 節水形便器改修工事に伴う排水工事

節水形洋風便器への改修に伴う排水工事は、排水管の詰まりが多発することがないように施工すること。

(2) 発生材の処理等

発生材の処理は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、適切に処理すること。

(3) 施工日時等

工事の施工に当たっては、利用者の都合により施工時期や施工時間に制約が伴うことがあるので、担当職員等と十分協議のうえ施工すること。

(4) 資材置き場の養生

資材置き場等については、床面をシート等で養生すること。

12 作業員等への注意事項

- (1) 工事区域以外への立入は行わないこと。
- (2) 植物の採取、動物の捕獲や餌付け等周辺の野生生物に影響を及ぼす行為は行わないこと。
- (3) 当該公園利用者に対し、著しく不快の念を与える行為(トイレ以外での用便、作業中の喫煙等)は行わないこと。

13 工事完成図面等について

工事完成図等を次により作成し、提出すること。

① 工事写真等

a 写真

ア 着工前

イ 完成後

b 写真撮影位置図

c 工事完成図面及び機器の明細書

② 提出部数

各3部

14 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

- (1) 受注者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
- (2) 受注者は、不当介入があった時点で速やかに警察に通報すると共に、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) 受注者は、前記により警察に通報した際には、速やかにその内容を担当職員等に報告すること。
- (4) 受注者は、暴力団又は暴力団員による不当介入をけたことにより、工程が遅れる等の被害が発生した場合は、担当職員等と協議すること。

15 その他

本工事に当たり不明な点がある場合は担当職員と協議のうえ施工すること。